

新商品



の発売について

日本生命保険相互会社（社長：清水博、以下「当社」）は、2024年4月2日から、ニッセイみらいのカタチ「生活サポート保険“生活サポートW（ダブル）”」（以下「当商品」）を発売します。

当商品は、身体障がい状態や要介護状態になった後の生活を長期にわたってサポートする商品です。身体障がい状態・要介護状態に該当された場合に想定される、住宅改修等の一時的な費用や毎月継続的にかかる諸費用、就労不能に伴う収入減少に対して、公的保険制度を踏まえても必要となる部分を、年金・一時金のW（ダブル）の給付でサポートします。

また、従来商品に比べ保障範囲を拡大することや、お客様の状態に合わせた複数のサービスを新たに提供することにより、ご加入時から保険金支払後まで、商品・サービス一体でサポートします。

今回バージョンアップした当商品をラインアップに加え、さらに進化した「ニッセイみらいのカタチ」の提供を通じて、誰もが、ずっと、安心して暮らせる社会を目指します。

生活サポートW 生活サポート保険

のポイント

POINT 1

身体障がい状態と要介護状態をWで保障し、状態該当時の初期費用や継続費用・収入減少に備える**一時金と年金のWの給付**を通じて、**長期にわたって生活をサポート**します。

POINT 2

身体障がい状態・要介護状態に該当した場合にすぐにご利用いただける**相談サービス**や、症状固定後のお客様の**状態に応じた適切な支援サービス**を提供することで**お客様をサポート**します。

給付の特徴

特徴1

所定の身体障がい状態に該当して**1～3級の身体障害者手帳**を交付された場合、または公的介護保険制度の**要介護2～5**と認定された場合もしくは所定の要介護状態が180日以上継続した場合に、**生活サポート年金**を受取れます。また、**初期サポート保険金（100）**として、**100万円**を**一時金**で受取れます。

特徴2

所定の身体障がい状態に該当して**4～6級の身体障害者手帳**を交付された場合、または公的介護保険制度の**要介護1**と認定された場合に、**初期サポート保険金（50）**として**50万円**を**一時金**で受取れます。

1 開発の背景

近年のライフスタイルの多様化・世帯構造の変化に伴い、お客様が求める保障ニーズについても変化が生じており、なかでも40代以下では、就労不能時に備えるニーズが高まっています。実際に当該ニーズに対応する保険商品への加入率も上昇しています。

世帯構造の変化*1

	単身世帯	夫婦のみ世帯	夫婦と子供世帯	ひとり親世帯	その他
2020年 (対2000年)	38.1% (+10.5%)	20.1% (+1.2%)	25.1% (▲6.8%)	9.0% (+1.4%)	7.7% (▲6.3%)

お客様が求める保障ニーズ（世帯主への保障 上位3項目）*2

	全体			40代以下		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
2015年	老後資金への備え (28.0%)	介護への備え (21.8%)	万一の場合への備え (19.5%)	老後資金への備え (40.0%)	万一の場合への備え (33.3%)	就労不能時の生活資金への備え (30.8%)
2021年	老後資金への備え (32.4%)	介護への備え (25.6%)	万一の場合への備え (22.7%)	老後資金への備え (43.5%)	就労不能時の生活資金への備え (34.2%)	万一の場合への備え (33.3%)

生活障害・就労不能保障保険 年齢別世帯加入率

	-20代	30代	40代	50代	60代-	全体
2018年	26.5%	20.1%	19.5%	15.2%	5.3%	12.0%
2021年	26.2%	32.3%	27.6%	22.0%	8.1%	18.4%

身体障がい・要介護状態に該当した場合のリスク

病気や事故・ケガから就労不能状態（身体障がい状態・要介護状態）に該当した際のリスクとしては、主に以下の4つが想定されます。



上記のリスクについて、公的保険制度でも一定のサポートがありますが、その後の生活に関わるすべての負担等を賄いきれるとは限らないため、公的保険制度を踏まえても必要となる部分に備える商品を開発しました。

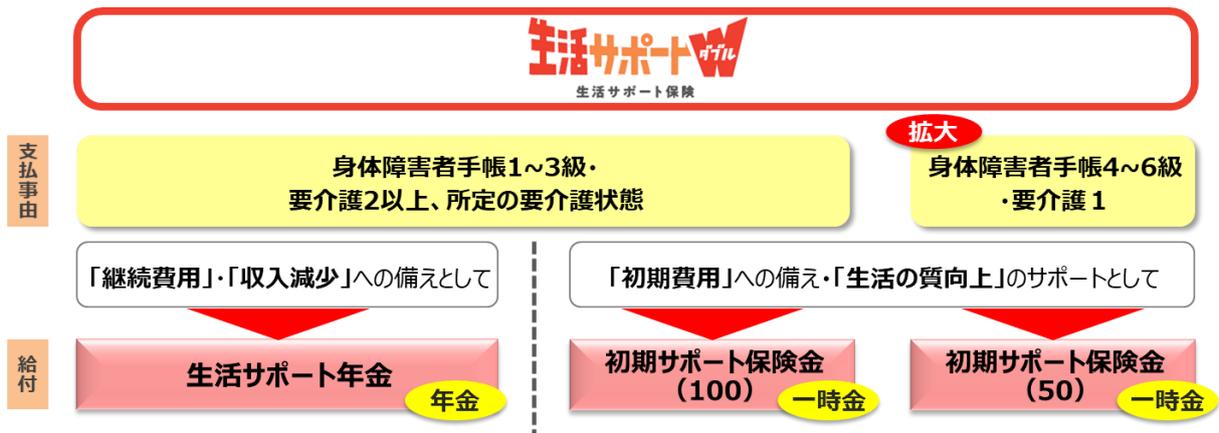
*1 総務省統計局「国勢調査」を基に作成

*2 生命保険文化センター「2021（令和3）年度生命保険に関する全国実態調査」を基に作成

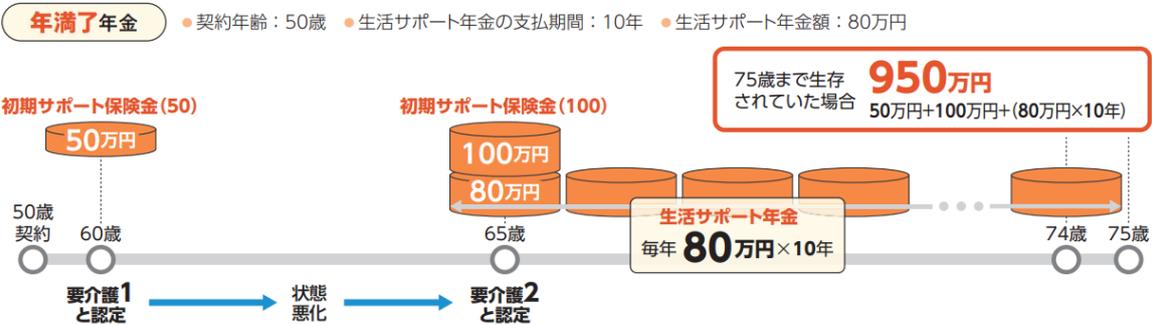
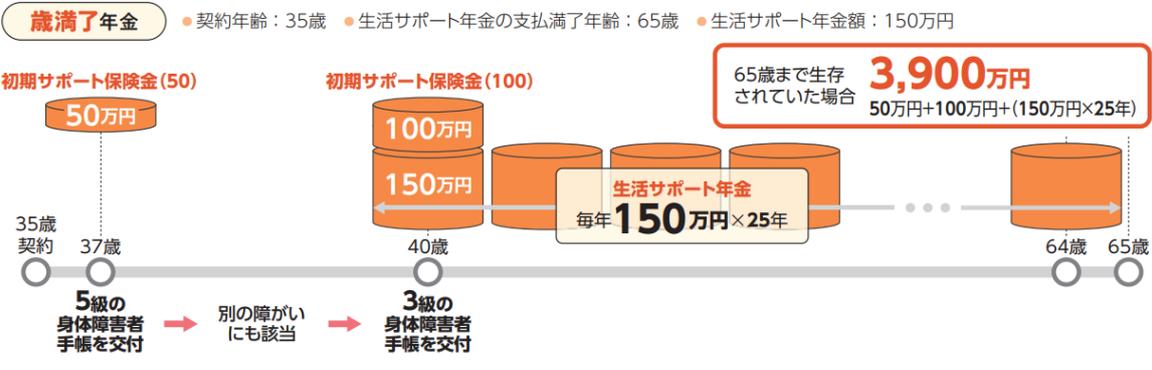
2 当商品の内容

1. 商品コンセプト

当商品は、身体障がい状態・要介護状態になった後の生活を長期にわたってサポートします。身体障がい状態・要介護状態該当時の初期にかかる費用、継続的にかかる諸費用や収入減少に対して、一時金・年金の2つの給付でサポートする商品です。年金タイプは「歳満了」（年金支払期間が満了となる年齢を指定）と「年満了」（年金支払期間をパターンから指定）の2つから選択でき、ニーズに合わせた設計が可能です。また、従来の身体障がい・介護を保障する商品に比べ、保障範囲を拡大することで、より幅広いお客様へ保障を提供します。



お受取のイメージ



ご退職まで備えたい場合は**歳満了年金**、一定期間備えたい場合は**年満了年金**等、ニーズに合わせた設計が可能です。

※初期サポート保険金 (50) が支払われないまま初期サポート保険金 (100) が支払われる場合、初期サポート保険金 (100) の支払額に初期サポート保険金 (50) の支払額を加えてお支払いします。※第1回生活サポート年金の支払事由該当日以後、新たに第1回生活サポート年金の支払事由が生じたことにより、生活サポート年金の支払請求を受けても、生活サポート年金をお支払いできません。※初期サポート保険金 (100)、初期サポート保険金 (50) はそれぞれ1回限りのお支払いとなります。

2. 保障内容

被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金等をお支払いします。

生活サポート年金支払期間が満了となる年齢または年数を、契約時にご指定いただきます。

(以下、年齢を指定した場合を「歳満了年金」、年数を指定した場合を「年満了年金」とします。)

		支払事由	支払額	支払限度	受取人
生活サポート年金	身体障がい	<p>【第1回】 次の①および②をともに満たしたとき ①責任開始時以後の傷病を原因として、身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の障がいに該当したこと ②①の障がいに対する身体障害者手帳の交付があったこと</p> <p>【第2回以降】 生活サポート年金支払期間中の第1回生活サポート年金の支払事由該当日の毎年の応当日に生存していたとき</p>	生活サポート年金額	[歳満了年金] 指定年齢まで [年満了年金] 指定年数	被保険者
	介護	<p>【第1回】 責任開始時以後の傷病を原因として、次の①または②の状態に該当したとき ①公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたこと ②所定の要介護状態に該当した日から180日以上要介護状態が継続したことを診断確定されたこと</p> <p>【第2回以降】 身体障がいと同様</p>			
初期サポート保険金(100)	身体障がい	<p>次の①および②をともに満たしたとき ①責任開始時以後の傷病を原因として、身体障害者福祉法に定める1級、2級または3級の障がいに該当したこと ②①の障がいに対する身体障害者手帳の交付があったこと</p>	100万円	1回	被保険者
	介護	<p>責任開始時以後の傷病を原因として、次の①または②の状態に該当したとき ①公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたこと ②所定の要介護状態に該当した日から180日以上要介護状態が継続したことを診断確定されたこと</p>			
初期サポート保険金(50)	身体障がい	<p>次の①および②をともに満たしたとき ①責任開始時以後の傷病を原因として、身体障害者福祉法に定める4級、5級または6級の障がいに該当したこと ②①の障がいに対する身体障害者手帳の交付があったこと</p>	50万円	1回	被保険者
	介護	<p>責任開始時以後の傷病を原因として、公的介護保険制度に定める要介護1の状態に該当していると認定されたこと</p>			

3. 保険料例

【設例】 生活サポート年金額：150万円*

保険料払込方法：月払・口座振替扱 保険料払込免除特約：付加なし

性別	契約年齢	年金種類	
		歳満了年金（65歳満了） <保険期間：65歳満了>	年満了年金（10年満了） <保険期間：10年>
男性	20歳	3,227円	1,619円
	30歳	4,106円	1,904円
	40歳	5,462円	3,002円
	50歳	7,432円	6,408円
女性	20歳	2,815円	1,513円
	30歳	3,365円	1,655円
	40歳	4,294円	2,421円
	50歳	5,678円	5,101円

* 生活サポート年金額が当社の定める金額を下回る場合には当商品に単独で加入いただけない等、所定の制限があります。

4. 主な取扱条件

	年金種類	
	歳満了年金	年満了年金
契約年齢範囲	15歳～75歳 ^{*1}	3歳～75歳
保険期間	最長80歳まで (5年以上)	5年～77年 ^{*2}
生活サポート 年金支払期間	年金支払満了年齢まで (指定年齢と同一)	5・10・15・20年 から選択 ^{*3}
保険料払込期間	全期払	
保険料払込回数	月払・年払	
解約払戻金	なし	
付加可能な 給付特約	保険料払込免除特約	

*1 歳満了年金のうち保険期間が5年以下となる場合の契約年齢範囲は15～39歳です。

*2 最長で80歳までとなります。

*3 年満了年金のうち生活サポート年金支払期間5年は、40歳以上の方が選択できます。

3 ご利用いただける主なサービス

当商品では、年金・保険金による経済的備えの提供に加え、身体障がい状態・要介護状態に該当された場合にご利用いただけるサービスも提供します。

NEW 身体障がい・介護のときの サポートデスク

5 「身体障がい・介護のときのサポートデスク」は
5 つの **サービスメニュー** から
 お客様の状況に適したサービスをナビゲーターがご案内いたします。



身体障がい状態・要介護状態になった直後から
 すぐにご利用いただけます

1 **社会保険手続き相談** **無料** **解決!**

お悩み 障害年金の受給・障害者手帳交付の手続きって何を準備すれば良いのだろう…

公的制度についてのご相談に社労士が電話でお応え

※社労士への相談は事前予約が必要となります。

2 **介護相談** **無料** **解決!**

お悩み 今後どのように介護に向き合ったらよいかわからない

有資格者が介護に関する相談に訪問・電話でお応え

※介護に関する相談窓口であり、身体障がいに関する相談は対象外となります。

身体障害者手帳1～3級の交付、または公的介護保険制度の
 要介護2～5と認定された場合等にご利用いただけます

3 **家電の音声操作設定支援** **無料** **解決!**

お悩み 身体が思うように動かず、リモコン操作も一苦労…

声でエアコン・照明等が操作できる!

★家電接続に必要な機器をお持ちでない場合はオプション品として提供いたします。

4 **オンラインリハビリ** **3か月間お試し利用** **解決!**

お悩み 医療リハビリの期間が終わったが、まだリハビリを続けたい

自分に合ったリハビリがマンツーマン指導で受けられる!

※3か月間無料のサービスです。4か月目以降も利用継続をご希望される場合はお客様負担となります。

5 **見守りサービス** **6か月間お試し利用** **解決!**

お悩み もしものことがあった際に気づいてもらえるか不安

異常があったら家族に通知がいくから安心

※6か月間無料のサービスです。7か月目以降は自動更新となり、費用はお客様負担となるため利用継続をご希望されない場合は解約手続きが必要となります。

※『身体障がい・介護のときのサポートデスク』（以下、「当サービス」）は、株式会社星和ビジネスリンクが提供するサービスであり、日本生命の提供する保険またはサービスではありません。ご利用に関して生じた損害について当社は責任を負いません。

※当サービスをご利用いただくためには、身体障がい・要介護状態になった場合に、サービス提供会社へお申込みする必要があります。

ただし、サービス提供会社が定める基準に合致しない場合、当サービスをご利用いただけない場合がございます。

※①社会保険手続き相談、③家電の音声操作設定支援、④オンラインリハビリ（3か月間お試し利用）、⑤見守りサービス（6か月間お試し利用）はそれぞれ1回のみのご利用となります。

※②介護相談の訪問相談、③家電の音声操作設定支援、⑤見守りサービスは一部対象外のエリアがあります。

ベストドクターズ®・サービス

優秀な専門医 (Best Doctors in Japan™) の中から治療やセカンドオピニオンの取得に適した日本の医師を無料でご紹介します。

こんなときに使える！

- 主治医以外の意見も聞いてみたい
- 自分が納得できる治療法を知りたい

ご利用できる方

所定の保険にご加入の**被保険者様**

以下の疾患に罹患したと診断確定された場合、ベストドクターズ・サービスがご利用いただけます！

広義のがん (良性脳腫瘍を含む)	心臓疾患 (原則、手術を必要とするもの)	脳卒中 (原則、手術を必要とするもの)	肝臓病 (原則、手術を必要とするもの)
眼科疾患 (原則、手術を必要とするもの)	整形外科疾患 (原則、手術を必要とするもの)	婦人科疾患 (不妊治療は除く) (原則、手術を必要とするもの)	その他、いわゆる難病の一部などもご利用いただける場合があります

※ベストドクターズ・サービスは、株式会社法研が提供するサービスであり、日本生命の提供する保険またはサービスではありません。

ご利用に関して生じた損害について当社は責任を負いません。

※Best Doctors®, ベストドクターズ, Best Doctors in Japan は米国およびその他の国における Best Doctors, Inc.の商標です。

Best Doctors, Inc.は、グローバルバーチャルケアリーダー、Teladoc Health, Inc.の一員です。

※優秀な専門医とは、テラドックヘルスインターナショナル社が多数の医師に対して実施したアンケートをもとに選出した、医師が推薦する名医です。

※治療費・セカンドオピニオンの取得にかかわる費用等は全て利用者ご本人でご負担いただきます。

※上記の対象疾患は変更される可能性があります。

※ベストドクターズ・サービスの対象となる疾患や診断確定の基準等は、日本生命の提供する商品のものとは異なります。

※当資料は商品・制度・サービスの概要を説明したものです。

※詳しいご検討にあたっては、「パンフレット」「提案書」「ご契約のしおりー定款・約款」などを必ずご確認ください。

以 上

2023-4108G, 広報部